
プロジェクト 保険契約

項目 CFO Forum による提案と「統合 OCI アプローチ」の比較

I. 本資料の目的

1. 本資料は、ASBJ が 2014 年 12 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議の「保険契約」のセッションで発言した所謂「統合 OCI アプローチ」と呼ばれるアプローチ（以下「統合 OCI アプローチ」という。）について、CFO Forum による提案との比較を踏まえた事務局の分析に対するご質問やご意見を頂戴することを目的としている。
2. 本資料上、IASB が 2010 年 7 月に公表した公開草案「保険契約」を「2010 年 ED」、2013 年 6 月に公表した改訂公開草案「保険契約」を「改訂 ED」と称する。

II. 統合 OCI アプローチの概要

3. 本資料上、「統合 OCI アプローチ」は、保険契約に関する将来の未稼得利益を負債の部でなく、資本の部においてその他の包括利益 (OCI) に表示するアプローチを指すものとする。具体的には、当初認識において、将来の未稼得利益を OCI で認識するとともに、事後において、未稼得利益を一定のパターンにしたがって OCI から純損益に振替える仕組みが想定される。このため、OCI に表示された未稼得利益の残高は、保険契約の満期等による消滅に伴いゼロになる。
4. また、当初認識後における未稼得利益に関する変動は、全て OCI を通じて認識する。つまり、保険事故の発生率等の非金融面の仮定、あるいは資産の期待リターンや割引率などの金融面の仮定の、いずれの変更により生じた変動であっても、その影響は一旦すべて OCI に認識される。
5. 統合 OCI アプローチについては、2014 年 4 月の IASB 会議において改訂 ED のコメント対象としなかった論点の取扱いが審議された際に、次の点を理由に今後において検討対象としない論点と整理され、暫定決定されている。
 - 保険契約負債の測定に契約上のサービスを含めた理論的根拠と整合しないこと
 - 当初認識時点の利得を OCI に認識することは、純損益に認識することと同様であり、他の IFRS の要求事項とも整合しないこと
 - 割引率変動の影響を純損益に認識する場合に、当該アプローチが機能するか不明確であること

6. CFO Forumによる提案¹と統合OCIアプローチの会計処理に関する主な異同は、下表のとおりである。

(CFO Forumによる提案と統合OCIアプローチの比較)

提案	対象範囲	当初認識 (非金融面の仮定及び金融面の仮定を考慮)	事後測定	
			非金融面の仮定の変動	金融面の仮定の変動
CFO Forumの提案	主として有配当契約を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>負債</u>で認識する 将来のキャッシュ・インフローとキャッシュ・アウトフローの現在価値の差額を契約上のサービス・マージン(CSM)として認識する。 CSMには、当初認識時点で期待される将来の危険差益、費差益、利差益が含まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>負債</u>で調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>負債</u>で調整 ・ただし、資産と負債のデュレーションがマッチしている期間は<u>OCI</u>で調整する(簿価利回りの使用の効果)。
統合OCIアプローチ	有配当契約及び無配当契約の双方	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>OCI</u>で認識する Day1 OCIが発生するほかは、上記と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>OCI</u>で調整 ・ただし、CFO Forumによる提案と同様、会計上のミスマッチを解消するため、有配当契約の場合、資産側の変動に応じたキャッシュ・フローの変動を反映する割引率(簿価利回りなど)の検討が必要。 	

III. CFO Forumによる提案と統合OCIアプローチの比較分析

7. 事務局では、CFO Forumによる提案と統合OCIアプローチについて、下表のとおり比較分析している。

¹ CFO Forumによる提案の概要は、別紙参照。

論 点	CFO Forum の提案	統合 OCI アプローチ
類似点		
引受業務と投資業務の一体性	<ul style="list-style-type: none"> 特に有配当契約に関して、引受業務と投資業務が一体的に表示される。 改訂 ED の提案によると、異なるセクションに表示されていた CSM と OCI が、同一セクションに表示される。 	<ul style="list-style-type: none"> 引受業務と投資業務が一体的に表示される。 同左
当初認識時点と事後測定時点の取扱いの整合性	<ul style="list-style-type: none"> 整合する。CSM は常に将来の未稼得利益を表す。 	<ul style="list-style-type: none"> 整合する。OCI は常に将来の未稼得利益を表す。
資産の事後測定方法との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 整合する（特に FVOCI 区分に分類される債券）。 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
CSM の償却、又は OCI リサイクリングのドライバー	<ul style="list-style-type: none"> CSM を償却するためのドライバーは、保険カバー及び資産管理サービスの双方を考慮して決定する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> OCI を純損益へリサイクリングする際のドライバーは、保険カバー及び資産管理サービスの双方を考慮して決定する必要がある。
実務的課題	<ul style="list-style-type: none"> 簿価利回り法は、保険契約負債に対応する資産が個別に特定されている場合は機能するかもしれないが、保険契約はポートフォリオ単位で管理されているため、簿価利回り法の算定は実務上、困難であるとの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険契約負債に対する金利費用について会計上のミスマッチの削減又は除去の観点から検討が必要であり、簿価利回り法を想定した場合、CFO Forum の提案と同様の課題があり得る。

論 点	CFO Forum の提案	統合 OCI アプローチ
相違点		
概念フレームワークとの関係 ² (未稼得利益の負債性・資本性)	<ul style="list-style-type: none"> 将来の未稼得利益を負債(CSM)とすることに疑義があるとの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の未稼得利益は、負債とすることに疑義があるため、残余として、資本(OCI)にする方に親和性がある。 Day1 OCIが発生する(IFRSにおいて、当初認識時点でOCIを認識することと、純損益を認識することは同様である)。 概念フレームワークに関する議論の中で、OCIが再測定の結果として生じると整理されている点と矛盾するとの指摘がある。
IFRS 第15号 (収益認識基準)との整合性	<ul style="list-style-type: none"> 整合する(サービスの提供に応じて収益認識する)との指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 整合しない(サービスを提供していない当初認識時点でOCIを認識する)との指摘がある。
有配当契約と無配当契約の取扱いの整合性	<ul style="list-style-type: none"> 有配当契約に対して、異なる会計モデルが提案されている。但し、一部の者より、無配当契約についても、有配当契約と同様のモデルを適用すべきとの示唆がされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 整合的に取り扱われる。

² 未稼得利益の性質に関する検討は、本資料「IV. 未稼得利益についての事務局による分析」(第9項以降)参照。

論 点	CF0 Forum の提案	統合 OCI アプローチ
保険料配分アプローチとの整合性	<ul style="list-style-type: none"> 未稼得利益が負債に表示されるため、保険料配分アプローチと整合的であるとの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 未稼得利益が OCI に表示されるため、保険契約負債を負債に表示する保険料配分アプローチと不整合になるとの指摘がある。
財務諸表利用者への情報提供（財務健全性指標）	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用の結果として生じる損失を CSM で調整すると、保険契約負債自体の金額が小さくなるため、Debt/Equity Ratio が改善したように見えてしまい、財務諸表利用者をミスリードするおそれがあるとの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 未稼得利益を OCI に計上する場合、現状の財務諸表利用者の Debt/Equity Ratio の算定方法によると、実態よりも当該指標が良く見えるとの誤認を与えるのではないかと指摘がある。
契約者配当に係るキャッシュ・フローの見積りの変更の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 契約者配当に係るキャッシュ・フローについて見積りを変更する場合、CSM（負債）から履行キャッシュ・フロー（負債）への振替となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約者配当に係るキャッシュ・フローについて見積りを変更する場合、OCI（資本）から履行キャッシュ・フロー（負債）が増加するため、結果として OCI が減少するが、その際の会計処理が必ずしも明確でないとの指摘がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> CF0 Forum による提案は、改訂 ED の提案を大幅に変更するものである一方、統合 OCI アプローチと比較すると変更の程度は小さいとの指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 統合 OCI アプローチは、無配当契約のスキームにも影響を及ぼす抜本的な見直しであり、再度の改訂公開草案が必要となるとの指摘がある。

8. 上記分析を踏まえると、CF0 Forum による提案と統合 OCI アプローチとの相違は、主に次の点にあると考えられる。

- (1) CF0 Forum による提案は、主に有配当契約を前提としたものであるのに対して、統合 OCI アプローチは有配当契約と無配当契約とを区分することを前提としていないこと
- (2) CF0 Forum による提案によると、保険契約負債に関する将来の未稼得利益が負債に表示されることを前提としているのに対して、統合 OCI アプローチによると、

これが OCI に表示されること

- (3) CFO Forum による提案では、簿価利回り法をすべての有配当契約に適用することを前提としている。一方、統合 OCI アプローチでは、会計上のミスマッチを解消する観点から、全部又は一部の有配当契約について資産側の変動に応じた履行キャッシュ・フローの変動を反映する割引率(簿価利回りなど)を適用するか否か、その場合における適用対象について別途の検討が必要と考えられること

IV. 未稼得利益の性質についての事務局による分析

9. 保険契約における未稼得利益について、IASBは、改訂EDにおいて、CSMを「企業が保険契約に基づくサービスを提供するにつれて認識する未稼得利益」と定義づけている。CSMは、当初認識時点において、キャッシュ・インフローと将来キャッシュ・アウトフロー(平均値)及びリスク調整の差額として算出される。

(改訂 ED における整理)

10. IASBは、改訂EDの結論の根拠(BC)において、収益認識基準との整合性の観点で、次のとおり記載している。

(BC33 項)

企業が契約上のサービス・マージンを将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更について調整する際に、保険契約負債の内訳項目間での振替があるが、当該負債の合計の帳簿価額には変化はない。(中略)これは、見積りの変更を契約上のサービス・マージンと相殺することの影響が、それらの負債全体としての測定は、予想利益を低下させるような予想保険金及び費用の変動によって変化しないことであることを意味する。これは2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」における提案による契約負債の測定と整合的である。当該測定も、キャッシュ・アウトフローの変動に基づく履行義務の再測定は行わない。

(BC34 項)

本公開草案における契約上のサービス・マージンは、企業が請求した保険料に含まれた契約上のマージンである。その契約上のサービス・マージンは、契約開始時には利益も損失も生じさせないマージンであり、将来のカバー又は他の将来のサービスに関するキャッシュ・フローの見積りの変更についてだけ再測定される。したがって、本公開草案で提案している契約上のサービス・マージンは、企業が残りのサービスを提供するために請求した価格を反映する。その結果、当該負債の測定は、2011年の公開草案「顧客との契約から生じる収益」を適用した契約ポジションの測定と整合的である。当該測定も、企業がサービスを提供するために請求した価格を反映する。

(概念フレームワークとの関係)

11. IASB による「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直しプロジェクトにおける直近の暫定決定では、負債及び持分を次のとおり定義している。

項目	定義
負債	過去の事象の結果として、企業が経済的資源を移転する現在の義務
経済的資源	経済的便益を生み出す能力がある権利 ³
持分(資本)	企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分

12. IASB における直近の暫定決定の状況を踏まえた上で、CSM が概念フレームワーク上の負債の定義を満たすかという点について、CSM は未稼得の利益を表象するため、企業が経済的資源を移転する現在の義務とはいえないのではないかとの指摘がされている。また、未稼得利益を OCI に表示するアプローチは、主に次の点で便益がある旨が指摘されている。

- (1) 引受業務に関連する未稼得利益が負債に表示される一方、投資業務に関連する未稼得利益(又は損失)が資本に表示されるため、保険契約に関して財政状態が適正に表示されないという指摘を解消し得ること
- (2) ソルベンシー規制における定めと親和的であること

13. 他方、未稼得利益を OCI として認識するアプローチについては、次の点で反論や懸念が示されている。

- (1) IASB は、ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」を踏まえた再審議の過程において、OCI は資産及び負債の再測定の結果として生じると暫定的に整理している。未稼得利益を OCI として認識するアプローチは、当該暫定決定と整合していないこと
- (2) CSM はそれ自体では負債の定義に合致しないかもしれないが、保険契約負債全体を負債に表示する上で、分離不能な一部であると考えられること
- (3) 将来の未稼得利益を資本に表示することが Prudent といえるか疑問であること
- (4) IFRS の他の会計基準においても、将来の未稼得利益(繰延収益)が負債に表示されていること
- (5) 未稼得利益を負債に表示する方法は IFRS 第 15 号とより整合的と考えられること

³ その後の IASB における再審議において、経済的資源の定義を「経済的便益を生み出すことが可能な権利」と修正する旨が暫定決定されている。

14. 当委員会は、2013年12月にASAFに提出したペーパー「純損益、その他の包括利益及び測定」や2014年5月に公表したショート・ペーパー「OCIは不要か？」において、財務業績の観点と財政状態の観点からの目的適合性のある測定基礎は別個に考慮すべきであり、2つの測定基礎が異なる場合は、OCIがそれらの測定基礎を橋渡しするための「連結環」となると整理している。
15. 当該考え方によると、当初認識時の未稼得利益をOCIに認識することは適切と考えられ得る。また、当初認識時において、2つの観点から目的適合性のある測定基礎が異なるかという点については、当初認識時点において保険契約についてサービスが履行されていないため、財務業績を報告する観点では純利益を認識しない一方で、財政状態を報告する観点では、将来のネット・キャッシュ・イン・フローを表示するために将来の未稼得利益を表示することが適切と考えられ、それぞれの測定基礎を橋渡しするための「連結環」としてOCIを用いると整理し得るとの指摘がされている。
16. また、本資料の第13項に記載されている未稼得利益をOCIとして認識するアプローチに対する反論や懸念については、次のように対処することができると考えられる。
- (1) 当委員会が2013年12月のASAF会議に提出したペーパーや2014年5月に公表したショート・ペーパーに記載した考え方によると、当初認識時点で2つの測定基礎が異なる結果、OCIが認識されることに特段の問題はないと考えられる。
 - (2) 改訂ED及びその後の審議を踏まえると、CSMは、当初認識時において（不利な契約である場合を除いて）当該保険契約に係る履行キャッシュ・フローの金額とカバー期間前のキャッシュ・フローの合計額として測定することとされており、測定において他の部分から分離不能とはいえないと考えられる。
 - (3) 当委員会は、これまで財政状態計算書の貸方について3区分により表示するアプローチ（それが困難である場合、資本の中で、株主に帰属する部分を小計として区分するアプローチ）を提案している⁴。当該アプローチによると、その他の包括利益累計額（AOCI）はDebt Equity Ratioの計算上の分母に含まれないことになるため、未稼得利益をOCIとして認識することによって、当該比率が低くなり、財務健全性が高く表示されすぎるという指摘は必ずしも当たらないと考えられる。
 - (4) IFRSにおいてIAS第20号「政府補助金」等において繰延収益が認識されている

⁴ 2013年7月にIASBから公表されたディスカッション・ペーパー『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』へのコメント・レターにおいて、負債と資本の間に中間区分を設けることを提案している。詳細については、以下のリンクから、コメント・レターを参照いただきたい。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20140117.pdf

る例はあるが、当該会計上の要求は概念フレームワークとの観点からしばしば批判されているほか、未稼得利益として表示される金額は契約期間が長期に及ぶ保険契約にとって極めて重要と考えられる。このため、IAS 第 20 号の要求事項等との整合性は、未稼得利益を負債に表示することを正当化するものには必ずしもならない。

- (5) IFRS 第 15 号において、履行義務は財又はサービス等を顧客に移転する契約上の約束を表象することとされている一方、CSM は未稼得利益を表象するものであり、履行義務全体を表すものではない。このため、CSM が履行義務の一部を構成するという考え方が示されてはいるが、両者が表象しているものが異なることを踏まえると、本資料の第 10 項に記載されている IFRS 第 15 号との整合性は必ずしも必要ではないと考えられるほか、統合 OCI アプローチによっても OCI のリサイクリングを行う際のドライバーは IASB による直近の暫定決定や CFO Forum による提案と比較して大きく異なる。

V. 保険契約専門委員会で示された主な意見

17. CFO Forum による提案と統合 OCI アプローチの比較及びそれを踏まえた事務局による分析について、第 14 回保険契約専門委員会（2014 年 12 月 22 日開催）で示された主な意見は、次のとおりである。

- これまでの IASB における審議では、保険契約負債の測定モデルを長期契約と短期契約で区分する場合に、各国の保険商品に対して一律に適用可能な基準を規定するのは困難なため、原則的な測定モデル（ビルディング・ブロック・アプローチ）の簡便法として保険料配分アプローチが位置づけられたという経緯がある。統合 OCI アプローチを主張する場合は、この位置づけにも影響が生じうる点を懸念している。【作成者】
- CSM には間接費相当分が含まれており、全体をマージンとして捉えてもよいのかという点に疑問がある。また、CSM は不確実な見積りに基づいて算出されているため、負債性が否定されるほど、確固たるマージンといえるのかも疑問である。【作成者】
- 未稼得かつ未確定の利益を資本とすることには反対である。ソルベンシー規制との整合性に関しては、規制上の目的と会計上の目的は異なるので、両者が整合している点はむしろ弊害ともいえるのではないかと。【監査人】
- 統合 OCI アプローチで認識される OCI は、財政状態の観点で目的適合性のある測定基礎と財務業績の観点で目的適合性のある測定基礎との差異が解消されるに従ってリサイクルされるものと認識しているが、そのドライバーが IASB における暫定決定や CFO Forum の提案と比較して大きく異なるのかという点に関しては、今後、検討が必要である。【監査人】

- 生命保険協会が改訂 ED へのコメント・レターの中で統合 OCI アプローチを主張した理由は、将来の不確実な投資収益と引受収益を統合的に取り扱うべきであると考えたためである。この点から、統合 OCI アプローチと CFO Forum による提案の双方を支持している。我々は、マージンを資本として取扱う点よりも、投資収益と引受収益を統合的に取り扱うべきである点に重きを置いている。【作成者】
- 長期で安定的なマージンのある生命保険契約と、短期で収支が大きく変動する損害保険契約はビジネスの性質が異なるため、両者の取り扱いに一定の線引きが必要なのではないか。保険料配分アプローチを維持しつつ、統合 OCI アプローチを主張することができればよいと考えている。【利用者】

VI. 今後の対応

18. ASBJ 事務局としては、本資料第 17 項に記載した保険契約専門委員会で頂いた意見を踏まえつつ、2014 年 12 月の ASAF 会議で発言した統合 OCI アプローチについて更に検討を進めることとしている。

ディスカッション・ポイント

1. CFO Forum による提案と統合 OCI アプローチの異同に関する分析（特に、両者の便益や欠陥）について、ご質問やご意見があればいただきたい。
2. ASBJ 事務局の今後の対応について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

CFO Forumによる提案の概要

1. CFO Forumが提案している有配当契約の代替モデルの概要は、次のとおりである。

- (1) 全ての有配当契約に適用可能である。これにより、経済的に類似した契約には一貫した処理が適用されることが確保される。
- (2) 全てのタイプの契約に単一の測定基礎が適用される。負債測定には単一の割引率が適用される。オプションと保証の処理は他の全てのキャッシュ・フローと整合的に取り扱われる。
- (3) 将来の期待損益に影響を及ぼす全ての仮定（基礎となる項目の価値及び再投資の仮定に影響を受ける金融面の仮定を含む）の変更に対して、契約上のサービス・マージン（CSM）をフルにアンロックする。CSMは、契約上のサービスの提供から発生する全ての将来の期待利益を表象する。
- (4) CSMは、契約上のサービスの移転を最も反映する方法で純損益に解放される。
- (5) 金利収益と金利費用の一貫性を提供するために、ポートフォリオの直近の簿価利回り（current portfolio book yield）が純損益に計上する金利費用を決定する割引率として使用される。
- (6) 保険者は、割引率変動の影響をOCIか純損益に表示することを会計方針として選択できる。これは、保険者のALM戦略を反映するため、及び、資産の会計方針の結果として必要である。

2. 上記のうち、主な論点に関する代替モデルの詳細は、次のとおりである。

（対象範囲）

（提案内容）

3. 代替案は全てのタイプの有配当契約に適用される。
4. 有配当契約には、保証した給付金の補足として、契約上または裁量権により保険契約者に対して変動リターンを受け取る権利を与えている全ての契約を含む。変動リターンは次のうちの一つかそれ以上に基づくものである。⁵
 - 契約の特定のプールか、ある特定のタイプの契約の業績
 - 特定の資産プールからの実現または未実現の投資リターン
 - 会社、ファンド、又は保険契約を発行した他の会社の利益

（提案理由）

5. 代替提案は、会計上の原則の適用を一貫させるため、全てのタイプの有配当契約を

⁵ 資産依存性が十分でない契約が含まれてしまう可能性があるという懸念への対応としては、有配当契約の定義に「基礎となる項目のリターンの重要な部分」を追加することが可能であるとされている。

適用可能とすることを意図している。これによって経済的に類似した契約は整合性のある取扱いとなり、比較可能性が改善する。

6. 一方、改訂 ED の「ミラーリング・アプローチ」と直近の再審議で提案されている「黙示的な管理手数料」は、範囲が狭すぎて、保険者が発行した有配当契約の重要な部分が除かれてしまう。
7. また、代替提案では、保険期間にわたってより安定的な長期のリターンを保険契約者に提供するために、保険者が裁量権を利用するという契約の性質を反映している。保険契約者に配分するリターンの水準に関して裁量権を活用することは、多くのタイプの有配当契約でも見られる。

(純損益に表示する金利費用の算定に用いる割引率)

(提案内容)

8. 純損益に金利費用を表示するために使用する割引率は、基礎となる項目側で純損益に認識される投資リターンと整合的な、更新される金利（すなわち、簿価利回り）となる。簿価利回りは、ポートフォリオ単位で決定される。
9. 金利費用の計上に用いる簿価利回りと財政状態計算書に計上する保険負債を測定する現在の金利との差額は、OCI（PL を選択している場合は、純損益）に認識される。
10. ポートフォリオの現在の簿価利回りは、次の通り求められる。
 - (1) 負債性証券の簿価利回りは、証券の実効金利に、想定される再投資を調整する。負債性証券のデュレーションが保険負債のそれよりも短い場合に、再投資の調整が必要となる。再投資の仮定は、現在の市場金利に基づいて推定する。従って、この期間は、OCI が発生しない。再投資の仮定が変更されると将来の収益性が変化する。
 - (2) 基礎となる資産が全て FVPL で測定されている場合、包括利益計算書に計上する金利費用を計算する割引率は、財政状態計算書で保険負債を測定するときに使用する現在の割引率と同じになる。
 - (3) 基礎となる項目には、他のもの（投資不動産、株式等）もある。その場合も、簿価利回りは、当該資産側で純損益に認識するリターンを反映して決定されるか、もしそれがなければ、財政状態計算書で保険負債を測定する金利（現在の金利）を使用する。
11. ポートフォリオで管理しているために、既に保有している資産を新規の保険負債の基礎となる項目とする（引き継ぐ）ことがしばしば行われる（これは、異なる世代の保険契約者を管理する有配当契約の性質を反映している）。この場合、財政

状態計算書に計上する保険負債を測定する金利（当初の金利）と簿価利回り（引き継いだ基礎となる項目に対応）の間に当初金利差が発生する（これは、Day1 OCIである）。このDay1 OCIは、契約単位ではなく、OCI全体のなかで管理する。概念的にはDay1 OCIは回避すべきものである。しかし、実務上は、重大な欠点とはならない。

（提案理由）

12. 上記原則は、保険ビジネスにおける資産と負債の内在するリンクを反映し、会計上のミスマッチを削減する効果大きい。また、ALM戦略（保険負債にあわせて固定金利の負債性証券を購入すること等）はOCIで反映されることになる。
13. 一方、IASBスタッフが提案している簿価利回り法は、対象範囲が狭すぎる（例：FVOCIを対象外としている）。また、実効金利法は、会計上のミスマッチを削減する効果が小さい。

（CSMのフルアンロック）

（提案内容）

14. 有配当契約において、CSMはサービスの提供から生じる将来の未稼得利益を反映する。
15. CSMは期待将来利益に影響を与え、かつ将来のサービスに関連するあらゆる仮定の変化を調整する。その仮定には、基礎となる資産の価値の変化及び再投資の仮定の変化が影響を与える金融面の仮定を含む。金融面と非金融面の仮定の変化は、事後測定においても整合的に取り扱われる。投資リターンを含む金融面の仮定は当初認識時点のCSMの算定に影響を与えるため、事後測定においても整合的に反映される。

（提案理由）

16. CSMのフルアンロックを支持する論拠は、おおむね、以下の通りである。
 - (1) 当初認識時点と事後測定時点でCSMの測定が整合する。
 - (2) CSMが最新の意味のあるものとなる（期待将来利益に関する主要な情報源）（古い情報に基づいた単なる「プラグ」ではなく）
 - (3) 金融面及び非金融面の損益の源泉を整合的に反映する。
 - (4) 有配当契約の資産依存性を適切に反映する。
 - (5) 将来のサービスに影響を及ぼす変動を繰り延べることで、意味のある業績報告となる。
17. 代替案における当初認識時点のCSM決定方法は、改訂EDの一般原則と整合する。改訂EDでは将来に向かって測定するので、有配当契約の場合、当初の保険負債

(CSM を含む) は将来の資産リターンを予想することが必要となる。この予想は、現存する資産のリターンと（資産のデュレーションが短い場合には）再投資の仮定に基づく。

18. 代替案では、事後測定でも、CSM は当初認識時点と同様にアンロックされる。CSM は将来の損益に影響を与える全ての要素に対してアンロックされる。資産リターンにリンクした金融面の仮定は、有配当契約の未稼得利益に影響を及ぼす。保険者は、保険カバーと資産管理サービスの両方を提供するからである。
19. 有配当契約は、種々の損益要因（主として費用、リスク、投資）に影響を受ける。有配当契約では、引受業績も投資業績も契約上の損益を表し、したがって、CSM をフルにアンロックすることで一緒に表示されなければならない。引受業務と投資業務を厳格に分割して異なる取扱いをすることは、利益源泉を人為的に分割することになる。非投資損益（費用、リスク）に対してだけ CSM をアンロックして、資産リターンに対してはアンロックしないこと（部分的なアンロック）では、CSM は意味のあるものとならない。また、このような区別は、アンバンドリングの要件に反する。
20. 代替案では、純損益は保険者の長期の財務業績に関連する結果を反映する。再投資の仮定や資産価値の変動にリンクした金融面の仮定の変動は、保険契約に関連した将来の未稼得利益の変動を意味するので、当該価値変動が生じた期の財務業績としては報告されない。
21. 改訂 ED のビルディング・ブロック・アプローチでは、基礎となる項目からの期待リターンを履行キャッシュ・フローに含めることとされている。同様に、代替案のフルアンロックされた CSM は、期待将来リターンの変動からの将来の未稼得利益の変動を捕捉することになる。
22. 保険者は、保険契約者に長期の投資リターンを提供するために、基礎となる資産を一体として会社の資格で保有する。（保険契約者の部分と保険者の部分を別々に分けて保有又は管理する訳ではない。）
23. 有配当契約では、保険契約者に配分されない資産リターンは契約の長期業績の一部となる。
24. CSM をフルアンロックしても基礎となる項目の会計処理は変えない。基礎となる項目は IFRS 第 9 号に従って、財政状態計算書及び包括利益計算書に表示される。その後、保険契約の会計基準に従って、CSM が調整される。その結果、報告される収益は保険契約の会計基準の影響を受ける。

25. CSM の取扱いは、基礎となる項目ではなく有配当契約の性質を反映している。保険者は、投資リターンに基づいてサービスに対して補償される。投資そのものに対して補償されるのではない。

以 上